世田谷区特定不妊治療費助成制度の継続について

1 主旨

区は現在、少子化対策の一環として、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)として行われる医療保険適用外の治療費について、国と都の助成を受けた区民に対して上乗せの助成(5万円から10万円)を実施している。

国では、出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討しており、また、その適用までの間、現行の制度を大幅に拡充した。この拡充は、令和3年1月1日に遡って適用され、この補助の負担は従来と同様、国と都が1/2ずつ負担することから、都は独自の上乗せ助成を廃止した。

区は、特定不妊治療が保険適用されるまでの間、治療を受ける区民の経済負担が過度なものとならないよう、現行の特定不妊治療助成制度について、国・都と同様に所得制限を撤廃し、継続する。

2 国、都、区における本支援制度の概要

		現 行	国・都の拡充/区の助成継続
		(令和2年12月31日までに治療終了)	(令和3年1月1日以降に治療終了)
東京都特定不妊治療費助成事業		所得制限: <u>730 万円未満</u>	所得制限: <u>撤廃</u>
		助成額の上限:治療ステージ()別	助成額の上限:治療ステージ別
		ステージ ABDE <u>15 万</u> 円(初回 30 万円)	ステージ ABDE <u>30 万</u> 円
		ステージ CF <u>7.5 万</u> 円	ステージ CF <u>10 万</u> 円
	国	助成回数: <u>生涯で通算</u> 6 回まで	助成回数: <u>1 子ごと</u> 6 回まで
		(40歳以上43歳未満は3回)	(40歳以上43歳未満は3回)
		対象年齢:女性の年齢が 43 歳未満	対象年齢:女性の年齢が 43 歳未満
		実施主体:都道府県	実施主体:都道府県
		国制度の助成に対して 2 分の1の負担	国制度の助成に対して2分の1を負担、
	東京	に加え、以下の <u>上乗せ助成</u>	<u>独自の上乗せ助成は廃止</u> する。
	都	所得制限: <u>905 万円未満</u>	
	【実施	助成額の上限:治療ステージ別	
	主体】	ステージ A (2 回目以降): 5 万円	
		ステージ B (2 回目以降):10 万円	
区の助成		東京都特定不妊治療費助成制度の承認	東京都特定不妊治療費助成制度の承認
		決定を1年以内に受けていること。	決定を1年以内に受けていること。
	世田	所得制限: 905 万円未満(都に準ずる)	所得制限: 撤廃(国・都に準ずる)
	谷区	助成額の上限:治療ステージ別	助成額の上限:治療ステージ別
		ステージ ABDE 10 万円	ステージ ABDE 10 万円
		ステージ CF 5 万円	ステージ CF 5 万円

各治療ステージの内容

A:新鮮胚移植を実施

B:凍結胚移植を実施

C:以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

D: 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了

E:受精できず。または、胚の分割停止、変性などの異常受精等による中止 F:採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

3 区の特定不妊治療費助成制度の継続について

今般の国・都の制度拡充のみの助成では、当該治療を受ける区民に重い負担となることが懸念される。

そのため区は、少子化対策推進の観点から、令和3年度は東京都が特定不妊治療費助成事業の承認決定をした区民に対し、国・都と同様に所得要件を撤廃しつつ、引き続き現行の助成額(治療ステージ ABDE;上限額1回10万円、CF:上限額1回5万円)を上乗せ助成し、区民の経済負担が過度にならないようにする。

なお、本件については、当該治療の保険適用までの経過措置として実施し、医療保険が 適用された時点で区の助成制度を廃止する。

<参考;国・都のみの助成とした場合の区民が負担する平均医療費>

・ABDE ステージにおいて、国・都のみの助成とした場合の区民の負担額は、現行と比較すると、治療ステージに応じて、5万~15万円程度の負担増となる。

区民負担見込み額:約28万円

・ CF ステージにおいて、国・都のみの助成とした場合の区民の負担額は、現行と比較すると 2.5 万円程度の負担増となる。

区民負担見込み額:約8万円

4 予算上の対応

助成対象の拡大に伴う必要経費については、当面は現行予算で対応しつつ、令和3年度の執行状況により必要に応じて補正予算等で対応する。

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年4月 事業開始、区のホームページ、ツイッターにて周知 5月 区のお知らせ5月1日号にて周知